



宝塚のよりよい
保育を考える会
NEWS No5

宝塚のよりよい保育を考える会
事務局 あひる保育園
宝塚市安倉西3丁目1-7
電話 ; 0797-86-3309
FAX ; 0797-86-3310

2015年9月12日発行

『宝塚市との懇談会』 2015年8月27日(木)

宝塚のよりよい保育を考える会で、「よりよい保育の維持及び向上に関する要望書」について市と意見交換会をしました。

今回の意見交換会では、中川市長がはじめて出席し、平和への想いや、他の自治体の状況が語られました。「自治体は住民に寄り添って、行政をおこなっていくものと思っています。私もあなた達と同じです。」とのことでした。

その後、部長・室長・課長等と意見を交わしました。具体的な内容については、以下のようになっています。

これからも「宝塚のよりよい保育を考える会」では、自治体とともに「子ども達によりよい保育環境」を作る為、活動していきたいと思えます。

「よりよい保育の維持及び向上に関する要望書」

1. 公立保育所の役割と必要性を明確に位置づけ、継続運営していくことができるよう「中・長期計画」を作成してください。
2. 宝塚市が実施している私立保育所運営費助成金を継続実施し、公私間格差は正と保育の質の向上につとめてください。
3. 深刻な保育士不足解消の為、保育士確保の為の施策を講じて下さい。
4. 宝塚市の待機児童を解消してください。

	担当課	よりよい会
1	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所の役割と必要性については、もちろん感じている。 各保育所の修繕に関しては、これからもおこなっていくが、建物の「建替え」や「大規模修繕」となると、市全体の事業計画の中に入っていないと、実行することができない。他の自治体の流れをみても、公立をなくしていく方向なので、市全体の計画の中に盛り込むのは、難しい面がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 今、宝塚市では公立と私立一緒になって、「子ども達の為によりよい保育を！」と切磋琢磨している。しかし建物がなくなってしまうと、どうしようもない。公立の必要性を感じてくれているなら、計画をたてて、積立をするなどして公立を維持する努力をしてもらいたい。
2	<ul style="list-style-type: none"> 現在、待機児童解消に向け、新設園の開園や幼稚園の認定子ども園化が進んでいる。児童一人につき7,000円の補助金は、額が増額し続けることになり、このまま維持するのは非常に厳しい。 新制度になり私立園の公定価格も増額しているので、担当課としては、現在の補助金総額は維持したいと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 公定価格の増額は、現在、とても低いと言われている保育園職員の処遇改善に充てる為のもの。それなのに補助金を減額されてしまうと、給与水準がいつまでたっても上がらないことになる。保育運営事業の7,000円は、絶対に今のまま守って欲しい。
3	<ul style="list-style-type: none"> 国の保育士確保プランを実施している。また昨年度については、潜在保育士確保の為、市主催で事業をおこなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士確保の為に事業を実施しているのは、ありがたいと思っている。しかし、実際には求人を出しても保育士が全くきていない。さらなる確保方策をお願いしたい。
4	<ul style="list-style-type: none"> 前年度から認可園を開園するなどして294名の受け入れ枠を確保し、平成27年4月には待機児童が7人となっている。 幼稚園の認定子ども園化、小規模保育所A型での待機児童解消を図っていく、平成29年4月には待機児を0にしたいと考えている。(注) (総合計画の中の「保育サービス」という言葉について)「保育サービス」という言葉を選んだのは、地域のニーズに応える多様な事業をおこなっていく為。 	<ul style="list-style-type: none"> 新制度になり待機児童の数え方が変わり、実際に入所できずに待っている人もカウントされない仕組みになっている。平成27年4月の待機児童を7人としているが、実際に今、入所待ちをしているのは何人なのか。(実際の入所待ち児童数は、平成27年8月で267人と回答) ニーズに応える事はもちろん大切だが、合わせて保育施設で働く職員の資質向上が、保育には欠かせない。「保育サービス」という言葉から「保育の質」という言葉に変えてもらいたい。また「保育の質」については、これからも担当課と意見を交わさせていただきたい。

(注)「待機児童数」とは・・・年齢ごとに、育休中の保護者等を集計から除き、資格待機、未就労の父母子、就労予定の合計から、認可保育所、指定保育所の欠員を控除して行う人数

「入所待ち児童数」とは・・・入所申込を行っているが、希望園に入れず入所待ちになっている児童の人数